

告 示

明海大学浦安キャンパス学生の試験における不正行為者の懲戒に関する内規により、試験時の不正行為者は下記により処分する。不正行為は厳に慎むこと。

記

1. 停学

次の各号に該当する者

- (1) 受験を依頼した者および依頼されて受験した者
- (2) 答案を交換した者
- (3) 訓告処分に該当する不正行為を再度行った者
- (4) 前各号に準ずる不正行為を行った者

2. 訓告

次の各号に該当する者

- (1) カンニングペーパー等を使用した者
- (2) 所持品、身体、机および壁等に書込みをした者
- (3) 答案を見せた者および見て書き写した者
- (4) 私語および動作等で連絡した者および連絡を受けて答案を書いた者
- (5) 使用が許可されていない物を使用した者
- (6) 試験場において試験監督者の指示に従わなかった者
- (7) 前各号に準ずる不正行為を行った者

3. 不正行為により停学処分を受けた者の当該年度の全履修科目の成績を0点とする。

4. 不正行為により訓告処分を受けた者の当該学期の全履修科目の成績を0点とする。

2024年12月13日

明海大学長 中 嵐 裕